

## 目次

- 1面-3面 団体交渉を行いました  
 3面 過半数労働者代表選挙始まる  
 大学ファンド1,881億円減他  
 4面 学術会議声明発表  
 財務省交渉・会見  
 顧問弁護士  
 組合加入のお願い



電気通信大学  
 教職員組合編集部  
 〒182-8585  
 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1  
 内線5027 Tel 042-485-2953  
 e-mail: voice@uec-union.org  
 http://uec-union.org

## 団体交渉を行いました

教職員組合は学園祭期間中の11月21日(月)13時30分から、80周年記念会館にて、

1. 給与・働く環境の改善、2. 定年年齢の引き上げ、3. 非常勤職員の雇用の安定化についての団体交渉(7月11日に申し入れ)を行いました。出席者は、大学側は三浦理事大藪総務部長 小林人事労務課長 佐伯補佐 高倉人事企画係長 永井人事給与係長 門田労務安全室長 鈴木労務安全係長、組合側は山本委員長 伊東副委員長 島田副委員長 水谷書記長です。以下交渉内容の概要をお知らせします。

### 1. 給与・働く環境の改善

#### ●給与規程の改正について(期末勤勉手当を含む)

教職員組合からは、国会での審議や給与法が11月11日に可決されたことを大学側に伝え、また12月1日が期末勤勉手当の計算日であることに鑑み、早期に待遇改善について方針を提示するよう要求しました。

大学側は、財政状況が厳しい状況で、交渉の場での提示ができないが、国に準じて支給するよう検討している。しかし支給日がいつになるかは定まっていないとの回答でした。

(その後12/9に国家公務員の給与法と同様の内容で就業規則(給与規程)を改正し、支給は12月には間に合わないものの、1月に支給する予定とのことでした)

#### ●「お盆」の休みとしての「一斉休業」について

今年の夏季休業は8月22日(月)から24日(水)となり、社会的に認知されているお盆休みとはだいぶ離れた日程となっています。日本の良き文化を尊重する観点からも、今後の一斉休業の日程について再検討願いたい、というのが趣旨です。

これについて大学側は、これまでも変更の要望があったとのことで、入試等の関係があり学長の一存で決められることでもないため検討中、とのことでした。

教職員組合からは、家族、親族と逢う良い機会でもあり、改善してほしいという要望が寄せられていることを大学側に伝えました。

### 2. 定年年齢の引き上げ

一般職で働く方には年金制度の改革による支給年齢引き上げとの関係で、60歳の定年がどうなるのか心配されていることと思います。既に国家公務員は法改正がされ、2023年度に対象となる方の定年は61歳となります。

しかし、国立大学法人は各法人で定年延長を定義する必要があります。国家公務員と同様に実施する場合は既に半年を割っており、この段階でも決まらないことに、人生設計に不安を感じている方も多いことでしょう。

ところが交渉では、国大協でも最終決定は各大学で決めることになるとし、電通大でもまだ正式な議題としては検討しておらず、現在は事務的なシミュレーションに留まっていて、その理由として財政的検証をする必要がある、とのことでした。

教職員組合は、1年先の定年が決まっていないことは異常な状態なので、一刻も早く定年延長についての議論を進めるよう要請しました。

なお、既にいくつかの大学では国家公務員と同様に定年延長するとの情報が入っています。

### 3. 非常勤職員の雇用の安定化

教職員組合は交渉に先立ち、11月16日に書面「非常勤職員の雇用上限のみなおしで留意すべき

点」を大学側に提出しました。交渉はこれに基づき議論されました。以下に事前に提出した書面を掲載し、その後に回答および組合の対応の概要を掲載します。

●大学側に11月16日に書面で提出した文書

## 非常勤職員の雇用上限のみなおしで留意すべき点について

山本野人@過半数労働者代表・電通大教職員組合委員長

11月9日付けの非常勤事務職員の任期に関する規則改正(11/18 from-office で配信)は、電通大教職員組合が長年に亘って求めてきた方向と一致し、歓迎すべきものと考えている。しかしながら、その実施にあたっては、当該非常勤職員の立場から留意すべき点があると思われる。

この文書は、11月21日に予定されている団体交渉を念頭に、これらの留意点を整理し認識を共有することのために記す。

(1) 査定を踏まえて「特例」として認める、ということ:

希望する全員に延長・無期転換を認めるという前提ではない。「特例」の範疇が示されていないので、どのように運用されるかをはっきり把握しておきたい。実際には、部局と個々の事情に依存するだろうから共通する範疇を定めるのは困難であることは理解できる。しかしながら、たとえば最も申請数が多いと思われる建物事務について、一定の範疇を示すことはできないか?

(2) 査定後に認められないケースからクレームが発生する可能性:

申請者が査定に納得できない場合には、組合を通じて交渉する可能性がある。その場合には、大学側は明確な判断基準を示すなど、真摯に対応してほしい。

(3) 実際に働いている部署でのパワハラの可能性:

各部署では部局の長の判断が査定の結果に直結する。このことが、非常勤事務職員を萎縮させることがないように査定プロセスを構成すべきである。

また建物事務の非常勤事務職員については査定の判定はIE事務が行うが、各専攻・プログラムの教員の意見の影響力は大きいと思われる。この事情を背景としたパワハラが発生する可能性があることに、十分注意したい。

(4) 査定の時期の問題:

査定の結果が退職予定の1ヶ月前までに出ている必要がある。来年度からの運用に関してはそのように運用されると推察している。また、12月退職予定の方については物理的に間に合わない。しかしながら、来年3月末までに退職予定の方については十分留意する必要がある。

また、来年4月から9月までの退職予定者に対する特例申請の締め切りは、改正案によれば今月の終わりまでとなっている。これは早すぎるのではないか?

(5) 査定を行うのであれば、建物非常勤事務の仕事についての講習会をIE事務の責任で行うべき、という意見がある。

(6) 教員の秘書については、本改正の適用が困難である。「真に優秀であれば残すべきと部局が判断するだろう」という憶測もあるようだが、秘書の仕事内容についての評価が専ら雇用する教員によることを考えれば、やはり難しいと思われる。

● 当該教員の退職まで継続して雇用されることを「特例」の内容とするなんらかの運用の方法を検討すべき考える。

(7) 「雇用期間を延長しない基準等」では、担当業務を維持する事業が廃止・縮小された場合を挙げている。この場合であっても、別の資金で同じ業務を維持する場合には「特例」の適用が可能となるのではないか?

(8) 退職予定日までに満60歳を迎える非常勤職員であっても「特例」を申請できるか? その場合「特例」が認められれば65歳までの雇用が保障されると考えられる。

(9) 「特例」が認められたあとで配置転換の希望を出した場合、これが認められることはあるか?

(10) 教育研究評議会などの席上で現在「クーリングオフ」中の人への対応が話題になったと聞いている。このことの詳細をお聞きしたい。

### ●大学側の回答のおよび組合の対応(概要)

- (1) について：  
それぞれの事情があるため「一定の範疇」を示すことは難しい、との認識を示されました。組合が把握しているケースでも、やはり個々の事情が大きく反映しているようです。引き続き、運用実態の把握に努め、情報を蓄積したいと考えています。
- (2) について：  
査定に納得できず、かつ担当部署の責任者から満足な説明が得られない場合には、組合として交渉する可能性があることを伝えました。その場合には、情報提供を含め真摯に対応することの約束を得ています。
- (3) について：  
パワハラの可能性があることについては大学側と共通認識を持っていることを確認しました。組合としてなんらかの対応ができるよう注意していきたいと思っています。
- (4) について：  
来年4月から9月までの退職予定の方については、特例申請の締め切りを本年11月末ではなく12月末とすること、このことを対象者に連絡すること、また締め切りは厳密なものではなく数日の遅れについては対応すること、などを確認しました。
- (5) について：  
IE事務として考えるべき、という認識で一致しています。
- (6) について：  
団体交渉では結論が生まれませんでした。その後、当該教員がプロジェクトを立ち上げ、このプロジェクトの期限内で秘書雇用する、という方法を思いつきました。この方法について人事課に打診したところ「可能である」という返答を得ています。実際には、校費でプロジェクトを立ち上げることは現状では難しい、などの問題点があり、これらの打開に向けて動いているところです。
- (7) について：  
可能であることを確認しました。
- (8) について：  
申請できます。
- (9) について：  
特例が認められたあと、通常の配置転換希望の処理にしたがって対応する、のだそうです。
- (10) について：  
クーリングオフ中の方が、新規採用に応募した場合、この度の特例の運用に準じた形で検討することです。雇用された場合にはいきなり無期転換可能になります。

以上

文責：山本野人@組合委員長・過半数労働者代表

#### 4. 交渉継続中の課題

9月15日に行われた事前交渉で、大学側から教職員組合に技師問題についての説明文の提出の要請があり、そこで教職員組合は11月18日に「技師の業務評価と待遇についての説明文」

<https://bit.ly/3Gfyj0X>

を提出、大学側は交渉にて説明文を受け取ったことを確認しました。次回の交渉課題となります。

### ●過半数労働者代表選挙始まる

2023/2024年度の過半数労働者代表の選挙が始まりました。日程は以下の通りです。詳細は選挙管理委員会から12月16日に配信された一斉メールをご覧ください。

12月16日(金)から1月6日(金) 昼12時まで 立候補・推薦 受付期間

1月10日(火) 立候補者あり(所信表明)・なし(選挙日程) 公示【公示2(選管)】

#### ■立候補があった場合

1月10日(火) 立候補者所信表明【公示2(選管)】

1月11日(水)から1月27日(金) 投票期間

2月 2日(木) 開票

2月 3日(金) 投票結果の報告【公示3(選管)】

### ●大学ファンド、1,881億円減、 GPIF 5兆円 4,721億円減

昨年度立ち上げた大学ファンド、その運用収益率がマイナス3.67%(4-9月)、なんと資産が1,881億円減ったとのこと、Bloombergも報道しています。減った分に加えて2024年度から応募する国際卓越大学に配分するのでしょうか。

ファンドということでは年金資金ファンドのGPIFも同様。同期で5兆円4,721億円減ったとのこと。原資が159兆円(2001年)ですから減った額も一桁多いということになります。これまでのプラス運用があるのでま

だ原資割れではありませんが、これも気になります。ファンドの目的は将来のためと謳われていますが、国際情勢の不安定化が増すなかでどう考えたらよいのでしょうか。

GPIF 運用速報

[https://www.gpif.go.jp/operation/62843759gpif/2022\\_2Q\\_1104\\_jp.pdf](https://www.gpif.go.jp/operation/62843759gpif/2022_2Q_1104_jp.pdf)

## ● 学術会議、声明「日本学術会議のあり方についての方針」について再考を求めます」を公表

政府は、12月6日に「学術会議のあり方についての方針」を公表し、次期通常国会へ法案の提出し、法改正を予定しています。

このことに対し学術会議は12月21日の総会後の記者会見で、学術会議法改正の必要性が示されていないこと、学術会議の自律的かつ独立した会員選考への介入のおそれがあること、学術には政治や経済とは異なる固有の論理があり「政府等と問題意識や時間軸等を共有」できない場合があることが考慮されていないことなどの懸念事項を掲げ、日本学術会議の独立性を危うくしかねない法制化だけを強行することは、真に取り組むべき課題を見失った行為と言わざるを得ず、再考を求めたい、という声明を発表しました。詳細は以下を参照ください。

日本学術会議記者会見資料

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/kisyakaiken.html>

声明「日本学術会議のあり方についての方針」について再考を求めます」

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo186-seimei.pdf>

## ● 運営費交付金の拡充を求める財務省交渉

国公労連・独立行政法人等対策委員会は、11月30日、運営費交付金の拡充を求め、全大教（全国大学高専教職員組合）、学研労協（筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会）、特殊法人労連（特殊法人等労働組合連絡協議会）と共同で財務省交渉を実施しました。財務省側は、主計局の堀江補佐（文科係）、濱島主査・桑名係長（調整係）らが対応しました。

また全大教は財務省に「国立大学法人等予算に関する要望書」提出し、11月28日に会見を行いました。

\*\*\*\*\*

## ● 顧問弁護士をご利用ください！

労働問題、生活などでお悩みのことはありませんか。教職員組合では、法律事務所と顧問契約を結び、法律相談の窓口を用意しました。労働問題に限らず、交通事故、不動産、相続など、個人的な法律相談を含め、ご利用いただければと考えています。

みなさんが、健康で、働きやすく、働きがいのもてる職場、そして安心して生活するための窓口でもあります。

顧問契約をした弁護士事務所は、この間も雇い止め問題などでお世話になっており、親身になって相談にのっていただいています。身近な法律相談窓口とお考えください。職場の労働問題以外の相談内容については、教職員組合は関与しません。まずは教職員組合にご連絡ください。

\*\*\*\*\*



## 【執行委員会より組合加入の訴え】

電気通信大学教職員組合は、電気通信大学に勤務する教職員（常勤・非常勤・パート職員）の労働組合です。給与や福利厚生を含む労働環境の改善に取り組んでいます。

黙っていると労働環境はますます悪化します。他大学や企業に比べて電通大の労働環境は悪く、将来に不安を持っている教職員も多くなっています。組合はみなさんの声をもとに交渉していきます。組合活動は皆さんの参加によって成り立っています。是非組合に加入してください。

Webサイト（<http://uec-union.org>）の「ご意見・労働相談・加入」「連絡先」やメールで組合宛（[voice@uec-union.org](mailto:voice@uec-union.org)）にご連絡ください。

悩み事があれば、加入は決まっていなくても、まずメールでご相談ください。ご希望なら弁護士を紹会できます。



良い年をお迎えください